

FastCheckout byGMO カラーラッピング規約

契約申込者は、カラーラッピングのお申込みに当たって、この規約（以下「本規約」といいます。）に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、カラーラッピングの条件及び契約者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約者と当社との間のカラーラッピングに関連する一切の關係に適用されます。
2. 本規約は、本件ハードウェア提供規約の一部を構成します。
3. 本件ハードウェア提供規約の規定と本規約の規定との間に相違又は矛盾がある場合には、本規約の規定が本件ハードウェア提供規約に優先します。

第2条（定義）

本規約において使用される用語は、本件ハードウェア提供規約に従う他、以下に定める意味を有します。

- (1) 「カラーラッピング」とは、本件ハードウェアの筐体につき、当社が指定する色の中から契約申込者又は契約者が選択する色（カラー）にラッピングを行う有償のサービスをいいます。
- (2) 「本件ハードウェア提供規約」とは、「FastCheckout byGMO ハードウェア無償提供規約」又は「FastCheckout byGMO ハードウェア有償提供規約」をいいます。
- (3) 「本件ハードウェア提供契約」とは、本件ハードウェア提供規約を契約内容として、契約申込者と当社との間で締結される、当社が契約者に本件ハードウェアを無償又は有償で提供する旨の契約をいいます。

第3条（カラーラッピングに係る契約の成立）

契約申込者又は契約者が、当社所定の方法によりカラーラッピングの申込みを行い、当社が承諾をした場合、契約申込者と当社との間でカラーラッピングに係る契約が成立します。

第4条（引渡し及び契約不適合責任）

1. 契約申込者が本件ハードウェア提供契約の申込みと同時にカラーラッピングを申し込んだ場合、当社はカラーラッピングをした本件ハードウェアを契約者に引き渡すものとします。
2. 本件ハードウェアを所有する契約者がカラーラッピングを申し込んだ場合、以下の各号に定める手順に従い、カラーラッピングをした本件ハードウェアを契約者に引き渡すものとします。
 - (1) 当社は、契約者が借り受ける代替ハードウェアを契約者に送付する。
 - (2) 契約者は、代替ハードウェアの到達後、7日以内に契約者が所有する本件ハードウェアを当社に送付する。
 - (3) 当社は、カラーラッピングを完了した前号の本件ハードウェアを契約者に送付する。
 - (4) 契約者は、前号の本件ハードウェアの到達後、10日以内に代替ハードウェアを当社に送付する。
3. 契約者は、当社よりカラーラッピングをした本件ハードウェアの引渡しを受けた後、10日以内にカラーラッピングの色又は品質に関してカラーラッピングに係る契約に適

合しないもの（以下「契約不適合」という。）の有無を確認し、契約不適合がないときは検収とします。

4. 契約者が、前項の確認において、契約不適合を発見した場合は、カラーラッピングをした本件ハードウェアの引渡後 10 日以内に、具体的な契約不適合の内容を明示して当社に通知するものとします。
5. 前項の場合、当社は、カラーラッピングの修補を行うものとします。
6. 契約者がカラーラッピングをした本件ハードウェアの引渡後 10 日以内に第 4 項の通知を行わなかった場合、カラーラッピングは契約不適合がなく、検収されたものとみなします。
7. 第 5 項の修補後の引渡しについては、第 2 項から第 6 項までの規定を準用します。
8. 引渡しに必要な本件ハードウェアの運送費用は、当社が負担するものとします。
9. 第 5 項の規定は、本件使用許諾契約が原因の如何を問わずに終了した後は、将来に向かって効力を失い、それ以降、当社は修補義務を負いません。
10. 本条は、カラーラッピングに係る当社の契約不適合責任の全てを規定したものになります。当社は、カラーラッピングの契約不適合につき、本条に定める義務以外の義務を負担しません。

第5条（保証期間）

1. カラーラッピングの検収後 5 か月以内に、契約者の責に帰することができない事由により、カラーラッピングの結果に著しい劣化（ラッピングの著しい剥がれ、浮き上がりを含みます。）が生じた場合、契約者は、一のカラーラッピングに係る契約につき、一回に限りカラーラッピングの修補請求をすることができます。
2. 前項の規定は、本件使用許諾契約が原因の如何を問わずに終了した後は、将来に向かって効力を失い、それ以降、当社は修補義務を負いません。

第6条（代替ハードウェアの貸与）

1. 契約者は、借り受けた代替ハードウェアにつき、善良な管理者の注意をもって使用し、管理するものとします。
2. 代替ハードウェアは、カラーラッピングに係る契約で契約者が選択した色のものをお貸しできるとは限りません。
3. 以下の各号に掲げる場合は、契約者は代替ハードウェアを借り受けることにつき当社が別途定める使用料を当社が別途定める方法により支払うものとします。
 - (1) 当社から契約者に代替ハードウェアを送付し、契約者に到達した後7日経過したにもかかわらず、契約者が所有する本件ハードウェアを当社に発送しない場合
 - (2) カラーラッピングをした本件ハードウェアを契約者に送付し、契約者に到達した後、10日経過したにもかかわらず、契約者が代替ハードウェアを当社に発送しない場合

第7条（料金及び支払い方法）

1. カラーラッピング料金は別途定める料金表のとおりとします。
2. カラーラッピング料金の支払いについて、契約者は、カラーラッピングをした本件ハードウェアの引渡しを受けた日が属する月の翌月末日（当該末日が銀行営業日でない場合は、直前の銀行営業日とする。）までに当社に支払うものとします。
3. カラーラッピング料金の支払方法は、銀行振込又は口座振替に限りです。
4. 契約者がカラーラッピング料金の支払いを遅滞した場合、契約者は、当社に対し、支払

- 期日の翌日から完済済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5. カラーラッピングに係る契約が、原因の如何を問わず、終了した場合であっても、当社は契約者による支払済みのカラーラッピング料金について返還義務を負いません。

第8条（再委託）

当社は、カラーラッピングの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができます。

第9条（免責事項）

1. 地震、台風、津波、噴火その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、輸送機関又は電気通信事業者等の事故、その他不可抗力によるカラーラッピングの債務不履行について、当社は責任を負いません。
2. 当社は、カラーラッピングを行う過程で避けられない微細な差異や、ディスプレイ上の色見本と実物の色調の完全な一致を保証するものではありません。
3. 第4条第2項の引渡しの手順において、契約者による不適切な梱包等により本件ハードウェアが破損した場合、本件ハードウェア提供契約に基づき修理費用を請求することがあります。
4. 契約者が、カラーラッピングに係る契約に関連して、損害を被った場合は、債務不履行責任、不法行為その他の請求原因の如何を問わず、当社に故意又は過失があるときに限り、当社は責任を負担します。当該損害賠償責任は、通常生ずべき損害に限られ、特別の事情によって生じた損害（逸失利益を含みます。）については、当社による当該事情の予見の有無を問わず、責任を負いません。また、当該損害賠償責任の累計額は、請求の原因及び請求の個数の如何を問わず、契約者がカラーラッピングに係る契約に従い当社に支払った料金の総額を上限とします。

第10条（契約者の損害賠償責任）

契約者が、カラーラッピングに係る契約に違反した場合は、当該違反により当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を当社に賠償するものとします。

第11条（事例の公表）

当社は、契約者がカラーラッピングの提供を受けたことに関して、契約者の氏名又は名称を公表することができます。但し、契約者が当社に反対の旨を通知した場合はこの限りではありません。

第12条（存続条項）

カラーラッピングに係る契約が、解除その他の原因の如何を問わず、終了した場合であっても、本規約中、第4条（引渡し及び契約不適合責任）第2項第2号及び第4号、第5条（保証期間）、第6条（代替ハードウェアの貸与）第2項及び第3項、第7条（料金及び支払い方法）第2項及び第4項、第9条（免責事項）及び第10条（契約者の損害賠償責任）の規定は、引き続き完全な効力を有するものとします。

[以下余白]